

令和8年度

徳島県観光コンテンツ造成及び販売促進  
支援事業補助金 公募要領(2次公募)

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課

# 第1章 本事業の目的と内容

## 1 事業の目的

少子高齢化と合わせて人口減少が進む中、国内外から観光誘客を図り、積極的に外貨を獲得することが重要となっています。

これらの状況を鑑み、本事業では、県内の宿泊者数や観光消費額の増加による地域経済の活性化を図るため、釣りや自然、歴史文化をはじめとした本県の有する観光資源を活用し、観光コンテンツの造成から販売促進に至るまでの取組みを支援します。

## 2 補助金交付対象

県税の滞納がない、県内に所在する者(法人等にあつては、県内に事業所を有する者)であつて、次のいずれかに該当する者。

- (1) 地方公共団体
- (2) DMOや観光協会等の法人
- (3) 民間事業者・団体(コンソーシアム含む)

## 3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 徳島県の観光資源を活用し、本県の観光振興に資する事業であること。
- (2) 観光コンテンツの販売及び継続的な提供を前提とした取組であること。

## 4 補助対象期間

補助金交付決定日から令和8年12月28日まで

## 5 補助率及び補助上限額

補助率: 2分の1以内

補助上限額: 100万円

## 6 想定採択件数

10件程度

## 7 補助対象経費・対象外経費

補助対象経費は、事業目的を達成するために実施事業に直接必要となる経費であつて、補助事業者が実施する既存事業に係る経費と明確に区分できる次の経費であること。

ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

なお、国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

■ 補助対象経費(一例)

(1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・開発に係る経費

- ・観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・ファムツアー催行費
- ・専門家謝金
- ・体験予約システム開発費
- ・先進地視察旅費

(2) 造成したコンテンツの販売促進に係る経費

- ・広告宣伝費
- ・特設サイト構築費
- ・商談会への出展旅費
- ・OTA掲載費
- ・宣伝素材作成費

(3) 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・物品購入費(ただし、本事業の実施に真に必要な不可欠な専用設備・機材に限る。消耗品並びにパソコン等の汎用性の高い備品は除く)

(4) その他観光コンテンツの造成・販売促進の取組に係る経費

■ 補助対象外経費(一例)

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に着手したものに係る経費
- ・新たな観光コンテンツ造成を伴わないイベント開催に要する経費
- ・事業者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等)
- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業に係る資金調達に必要なとなった利子 など

## 第2章 申請手続き

### 1 スケジュール

スケジュールについては、次表のとおり予定しています。

時 期	本事業の流れ
令和8年6月19日～7月10日	応募申請
令和8年7月下旬	採択結果通知
令和8年8月上旬	交付申請に関する資料の提出
令和8年8月中旬～下旬	補助金交付決定・事業開始
令和8年12月28日まで	完了実績報告書・精算書類提出
令和9年3月31日まで	精算(補助金の支払い)

### 2 申請資格・要件

補助金交付申請者は、次の全てに該当することが必要です。

- ・事業の目標を達成するため、徳島県と十分協議しながら事業を実施すること
- ・公序良俗に反しない事業であること
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- ・県税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団と関係がないこと。

### 3 事業計画の受付期間等

#### (1) 事業計画の受付期間

令和8年6月19日(金)～令和8年7月10日(金) 17時(必着)

#### (2) 提出先・方法

徳島県観光スポーツ文化政策課 誘客連携担当

※電子メールで、次のメールアドレスに送信してください

kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※メールの件名は「徳島県観光コンテンツ造成及び販売促進支援事業」として  
ください。

※メール送付後、電話(088-621-2342)にて到着確認を行ってください。

### 4 提出書類

事業計画の提出に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 徳島県観光コンテンツ造成及び販売促進支援事業計画書(様式第2号)

## 5 留意点

事業計画の提出にあたり、次の点にご留意ください。

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用して下さい。

## 6 問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課 誘客連携担当

電話 088-621-2342

電子メール [kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

## 第3章 採択事業の選定

### 1 選定方法

提出された事業計画を徳島県が設置する審査会において、次の「2 審査の観点」に基づき審査を行い、採択事業を選定します。なお、募集締切後、必要に応じて、申請者等に対してヒアリングを実施する場合があります。

また、審査における総合得点が満点の6割未満となった場合は、他の申請状況にかかわらず不採択とします。

### 2 審査の観点

提出された事業計画を、以下の観点から審査します。

#### 【基本評価項目】

- ・観光地域づくりへの寄与
- ・新規性・妥当性
- ・具体性・計画性
- ・徳島県全体への波及効果
- ・実施体制

#### 【加点評価項目】

以下の要件に該当する取組が含まれる場合は、上記の基本評価項目に加えて審査において加点を行います。

#### ・2次交通対策・周遊性向上への寄与

(例: 駅や空港からの2次交通(タクシー、レンタカー等)をセットにした旅行商品の造成や、県内複数エリアを巡る周遊ルートの造成 など)

### 3 採択結果の決定及び通知

採択事業の決定後、7月下旬を目途に採択結果の通知を行います。

なお、個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

### 4 採択後の手続きについて

採択後、補助金交付申請書類を提出してください。審査の結果、補助金の交付対象として認められた場合、補助金交付決定通知を送付します。事業の開始は、必ず補助金の交付決定通知を受けた後に行ってください。